

（仮称）土浦市立上大津地区統合小学校開校準備協議会について

1 設立の趣旨

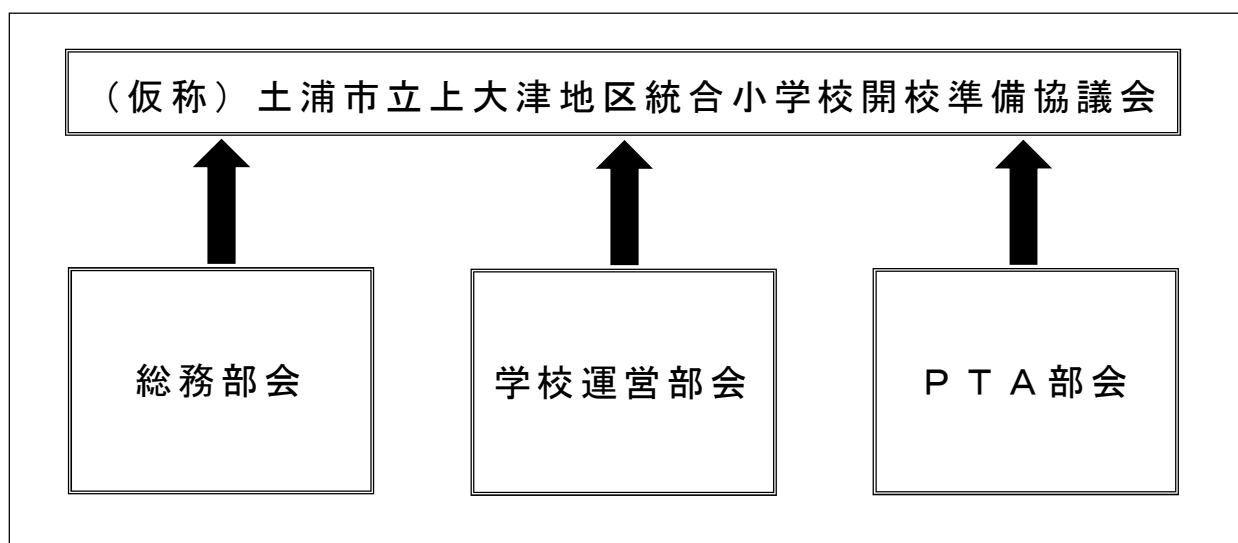
土浦市立上大津東小学校及び菅谷小学校の適正配置化については、「土浦市上大津地区小学校適正配置実施計画」に基づき、統合して土浦第五中学校付近に新たな小学校を新設する予定としております。

開校に向けて校名、運営方針、通学路など様々な事項及び課題等について協議・検討を行う必要があることから、各種の協議等を円滑に進めることを目的として、統合対象校の保護者、地域住民及び教職員等を主体とする開校準備協議会を設立することとなりました。

2 主な協議事項等

検討・協議内容の一例	検討部会
校名，校歌，校章，校旗，閉校・開校記念式典など	総務部会
学校運営方針，移転準備，備品等移動など	学校運営部会
P T A組織編成，通学路安全対策，スクールバス運行など	P T A部会

3 イメージ図



土浦市教育委員会告示第14号

(仮称) 土浦市立上大津地区統合小学校開校準備協議会設置要綱

(設置)

第1条 土浦市立上大津東小学校及び土浦市立菅谷小学校(以下これらを「統合対象校」という。)の統合(以下「統合」という。)を円滑に実施するとともに、統合に伴い新たに設置する(仮称)土浦市立上大津地区統合小学校(次条及び別表において「統合校」という。)の開校に必要な事項について協議するため、(仮称)土浦市立上大津地区統合小学校開校準備協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(所掌事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 統合校の名称、校歌、校訓、校章、校旗に関する事。
- (2) 統合校の運営方針及び教育計画に関する事。
- (3) 統合校の通学路及びスクールバスの運行に関する事。
- (4) 統合校のPTA組織の運営方針に関する事。
- (5) 統合に向けた移転準備に関する事。
- (6) 統合対象校の閉校及び統合校の開校に係る式典行事に関する事。
- (7) 統合対象校の歴史の継承に関する事。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、統合及び統合校の開校に関し必要な事項

(組織)

第3条 協議会は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱する。

- (1) 統合対象校の校長
- (2) 統合対象校の教頭
- (3) 統合対象校の教務主任
- (4) 統合対象校のPTAの代表者
- (5) 統合対象校の学区内にある地区の代表者
- (6) 土浦市立土浦第五中学校(次号及び別表において「第五中学校」という。)の校長
- (7) 第五中学校のPTAの代表者
- (8) 前各号に掲げる者のほか、教育委員会が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱された日から第2条に規定する所掌事項が終了する日までとする。

2 前条第2項第1号から第3号まで及び第6号に掲げる委員は、委嘱当時の職を退いたときは、委員の資格を失うものとする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議（以下この条において「会議」という。）は、必要に応じて会長が招集する。

2 会長は、会議の議長となる。

3 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(検討部会)

第7条 第2条に規定する所掌事項に関する調査及び検討を行うため、協議会に検討部会（以下この条において「部会」という。）を置く。

2 部会の名称、部会員、調査及び検討の項目及び内容は、別表のとおりとする。

3 各部会は部会長、副部会長及び部会員をもって組織する。

4 各部会の部会長、副部会長及び部会員は、委員のうちから会長がそれぞれ指名する。

5 各部会の部会長は、会務を総理し、各部会における調査及び検討の結果を協議会に報告する。

6 各部会の副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

7 各部会の会議は、部会長が招集し、その議長となる。

8 部会長は、必要があると認めるときは、部会の会議に部会員以外の者の出席を求め、その説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 協議会及び部会の庶務は、学務課において処理する。

(委任)

第9条 この告示に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

付 則

(施行期日)

1 この告示は、令和3年11月1日から施行する。

(最初の会議)

2 第6条第1項の規定にかかわらず、最初の会議は、教育長が招集し、第5条第1項の規定により会長を定めるまでの間、会議の議長となる。

(この告示の失効)

3 この告示は、第2条に規定する所掌事項が終了した日に、その効力を失う。

別表（第7条関係）

部会の名称	部会員	調査及び検討の項目	調査及び検討の内容
総務部会	統合対象校及び第五中学校の校長，統合	統合校の名称，校歌，校訓，校章，校旗に関すること。	統合校の名称，校歌，校訓，校章及び校旗の選定
	対象校及び第五中学校のPTAの代表者並びに統合	統合対象校の閉校及び統合校の開校に係る式典行事に関すること。	統合対象校の閉校式及び統合校の開校式の開催
	対象校の学区内にある地区の代表者	統合対象校の歴史の継承に関すること。	統合対象校の歴史の継承方法
学校運営部会	統合対象校の校長，教頭及び教務主任並びに第五中学校の校長	統合校の運営方針及び教育計画に関すること。	<ol style="list-style-type: none"> 1 学校教育目標の設定及び校則の制定 2 教育課程及び学級の編制 3 予算，校務分掌，学校組織その他の学校運営体制の構築 4 学校行事の計画 5 学校保健及び学校給食の実施 6 児童会並びに委員会及びクラブ活動の実施 7 体操服の指定 8 学校ホームページの作成

		統合に向けた移転準備に関すること。	<ul style="list-style-type: none"> 1 児童及び教職員の事前の交流活動 2 移転準備期間中の学校行事その他の事業の調整及び実施 3 移転計画並びに備品及び学校図書等引越し
P T A 部会	統合対象校の教頭及び教務主任並びに統合対象校の P T A の代表者	統合校の通学路及びスクールバスの運行に関すること。	通学路等の安全対策及びスクールバスの運行計画
		統合校の P T A 組織の運営方針に関すること。	P T A 組織の編成，役員を選出，事業計画及び規約等の制定